# '89 会 員 実 態 調 査

会員各位

1989年10月

社団法人 日本看護協会

日本看護協会は、昭和40年以来4年毎に会員実態調査を行なってまいりましたが、今年はその7回目の実施年にあたります。

今回は特に、「職場への定着をめぐる意識と実態」をテーマにいくつかの質問を設けました。お答えは労働実態についてのデータとあわせ、看護職員が働き続けてゆける条件づくりについて、社会的にアピールするための資料となります。

今回の調査の対象者は、全国の会員から約42名におひとりの割合で無作為に選び、その結果あなたにお願いすることになりました。調査票は無記名で返送していただき、結果はすべて統計的に処理しますので、あなた個人のお答えが外部にもれてあなたにご迷惑をおかけすることはいっさいありません。

お忙しいところたいへん恐縮ですが、上記の趣旨をご理解の上、どうぞご協力をお願いいたします。

\*本調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

**〒**150 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 社団法人 日本看護協会 調査研究室 電話 03-400-8331 (内線 231)

- \*この調査票にご記入の上、11月30日までに、同封の本協会あての封筒にいれて返送してください。切手を貼る必要はありません。
- \*記入に際しては、特にことわりのないかぎり、1989年10月1日現在のこととしてお答えください。選択肢のなかから当てはまる番号を○でかこみ、□内には数値または都道府県名を記入してください。
- \*調査票は、問1から問35まで、全部で12ページあります。該当する質問すべてにお答えください。 調査票は、ここから始まります。

																	-:
( 問1		じめに、 属支部	あな	たこ	自身	<b>}</b> のこと	: に-	ついて	、おた	゠゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	ねしま	ます。)					* この欄には記入 しないで下さい。
	北海		2	青	森	3	岩	手	4	宮	城	5	秋	H	<b>6</b> 山	形	1,
7	福	島	8	茨	城	9	栃	木	10	群	馬	11	埼	玉	12 干	葉	
13	東	京	14	神教	11(3	15	新	潟	16	富	Ш	17	石	Ш	18 福	井	
19	Ш	梨	20	長	野	21	岐	阜	22	静	岡	23	愛	知	<b>24</b> Ξ	重	9
25	滋	賀	26	京	都	27	大	阪	28	兵	庫	29	奈	良	30 和語	收山	
31	鳥	取	32	島	根	33	岡	山	34	広	島	35	山		36 徳	島	
37	香	Ж	38	愛	媛	39	髙	知	40	福	岡	41	佐	賀	42 長	崎	
43	熊	本	44	大	分	45	宮	崎	46	鹿り	見島	47	冲	縄			13

# 日本看護協会調査研究報告 Na.35 1992

問2	年齢満歳	* この欄には記入 しないで下さい。
周3	性 別 1 女性 2 男性	17
周4	配偶関係 1 未 婚 2 既婚有夫(妻) 3 既婚離死別	18
問5	子 供	19
問6	出身 地  あなたが看護学校入学直前にお住まいだったのは  「最終学歴 *一般学歴・専門学歴それぞれにお答えください。	21 23 25
A.	<del>一般</del> 学歷	
	1 中学校       2 高等学校       3 短期大学       4 大 学       5 大学院         6 尋常小学校(旧制)       7 高等小学校(旧制)       8 高等女学校(旧制)         9 専門学校(旧制)	26
В.	専門学歴	
	1 准看学校       2 高校衛生看護科       3 進学コース       4 高等看護学校       新教教         5 短大(2年)       6 短大(3年)       7 保健婦学校       8 助産婦学校       制育度         9 保健婦助産婦科(専門学院)       10 大 学       11 大学院       度         12 看護婦養成所       13 助産婦養成所       14 保健婦養成所       15 専門学校       旧	28
	12 看護婦養成所     13 助産婦養成所     14 保健婦養成所     15 専門学校     旧教       16 大 学     17 看護婦検定     18 助産婦検定     19 保健婦検定     制育       20 保健婦規則付則     度	
C,	上記最終専門学歴校の所在地 都道府県	30
	*記入上の注意 ①一般学歴・専門学歴のそれぞれについて、最後に卒業した学校の番号を1つだけ○でかこんでください。在学中および中途退学の場合は、最終学歴にはなりません。 ②専門学歴の項の「高校衛看」「短大(2年)」「短大(3年)」「大学」「大学院」卒の方は、一般学歴も「高等学校」「短期大学」「大学」「大学院」卒となります。 ③外国の学校を卒業した場合も含みます。同様に該当する項目を○でかこんでください。 ④一般学歴が「青年学校」卒の場合は、「7高等小学校(旧制)」となります。 ⑤保健婦規則付則によって資格を取得した方で、規則制定以前における保健婦教育の最終卒業学校があるときは、その番号を○でかこんでください。 ⑥実務者に対する看護教員養成研修、各種の看護管理者研修、幹部看護婦研修などは、長期にわたるものであっても専門学歴に含まれません。	
<b>周8</b> [	所持免許 *お持ちの免許すべてに○をつけてください。	<del></del>
	1 保健婦 2 助産婦 3 看護婦(士) 4 准看護婦(士)	34

問9	現在の勤務形態	* この欄には記え
	1 自営業主(内容 )	しないで下さい
	2 正職員	36
	3 臨時職員(勤務時間が正職員と同じ) 1 産材	中
	4 パートタイマー・アルバイト 2 育児	
		他の休暇・休業中
	6 離職中(定年退職を含む) → 間22にま	3進みください。
	130 D 1040	
周1	0 現在の職種(主な業務) *一つだけ○をつけてください。	
	1 保健婦 2 助産婦 3 看護婦(士) 4	准看護婦(士)
	5 看護教員 6 その他(	)
間1	1 現在の職位 	
	1 非管理職 2 中間管理職 3 管理職	
	*記入上の注意: 職位は、下記の区分によります。 ①「非管理職」: 一般の保健網、助産網、看護網(士)、 准滑護網	(十) 専任教員など
	②「中間管理職」: 病棟婦長、主任、保健所・市町村の係長など	
	③「管理職」:看護部長、副看護部長、総看護婦長、副総看護婦長	、学校長、学部長、教
	育主事、厚生省の課長・係長、都道府県の係長・主	査、市町村の課長など
	O 754 a #17618 **	
(a) T	<b>2</b> 現在の勤務場所	
۲	<u>1 病院</u> 2 診療所 3 老人保健施設 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	5 市町村役場(保健センターを含む) 6 都道府県庁・省庁	
	8 一般学校 9 会社・事業所 10 検(健) 診センタ	
	11 社会福祉施設(内容 ) 12 助産所 13 その他	(内容 )
		3 100~299床
	4 300~499床 5 500~899床	1 1 141
-	病院の種類 1 精神病院 2 結核またはら	い療養所
	3 老人病院 4 その他の病院	ŧ
	、 安砂 汎 磨 ナ	
	→ 病院設置主体 	
	1 国立(厚生省) 2 国立(文部省) 3 国立(その他)	44
	5 市町村 6 日赤 7 厚生連・北海道社会事業協会・日	
	8 厚生団・船員保険会・健保連・国保組合・共済組合・全国社	
	9 学校法人 10 医療法人・個人 11 会社・公益法 	生人・その他の法人
	* 記入上の注意	
	「社会福祉施設」: 社会福祉施設であると同時に、病院としての認	可を受けている場合は、
	「毎院」とみたしてください。	

— 13 —

# 日本看護協会調査研究報告 No.35 1992

(あなたの職場の労働条件についておたずねします。 *自営業主の方は、問13~問20をとばして、問21におすすみください。)	* この欄には記入 しないで下さい。
問13 あなたの1週間あたりの所定労働時間は何時間ですか。所定の昼休みはのぞいてお答えください。 週 時間 分	46 48
問14 あなたはこの1ヶ月間に、実際に超過勤務を何時間しましたか。1989年(平成元年)9月について、お答えください。超過勤務手当がつかなかった時間数も含みます。  1 超過勤務をした	49 51 53
問15所定の週休の形態についてお答えください。1週休1日2週休1日半(半日とは、土曜日などの半日勤務)3完全週休2日4月3回週休2日5隔週週休2日(4週6休制を含む)6月2回週休2日7月1回週休2日(4週5休制を含む)8その他	54
<ul><li>問16 あなたの昨年1年間の有給休暇についておたずねします。 有給休暇とは別に定められている年末年始の休み・夏期休暇などはのぞいてお答えく ださい。</li><li>A. あなたの昨年の所定有給休暇は何日でしたか。ただし、前年度の繰越分は含みません。</li></ul>	
B. あなたは昨年1年間に有給休暇を何日とりましたか。	56
問17 あなたの職場では育児休業制度が設けられていますか。  1 育児休業制度がある 2 育児休業制度はない  * 育児休業制度:乳児または幼児を有する女子労働者の申し出により、その女子労働者が育児のため産後の休暇に続いて一定期間休業することを認める措置をいいます。	59
<ul> <li>問18 あなたは生理休暇をとっていますか。</li> <li>1 だいたいとっている 2 あまりとっていない 3 まったくとっていない</li> <li>4 該当しない(閉経後・看護士など) 5 生理休暇は認められていない</li> </ul>	60
問19 あなたのお勤め先では、看護職の管理職ポストがありますか。  1 ある 2 な い  → 看護職として最高のポストについてうかがいます。	61
<ul><li>1 中間管理職</li><li>2 管理職となっているが、事務系管理職に比べ位置づけが低い</li><li>3 管理職</li></ul>	62

<b>間20</b> 夜間の勤務についておたずねします。あなたは現在夜勤をともなう勤務をしていますか。	* この欄には記入 しないで下さい。
1 職場に夜勤はない       2 職場に夜勤はあるが現在は夜勤をしていない(日勤のみ)         3 三交替制       4 変則三交替制       5 当直制       6 二交替制(変則を含む)         7 夜勤専従       8 寮または自宅で待機       9 その他	63
*記入上の注意 ①「三交替制」: 日動・準夜動・深夜動の3つの動務を交替に行なっているもので、各動務帯の動務時間がほとんど同じ長さのもの。 ②「変則三交替制」: 日動・準夜動・深夜動の3つの動務を交替に行なっているもので、各動務帯の長さが異なるもの。 ③「当直制」: 夜間は当直室等で仮眠しながら緊急時に備えるもの。 ④「二交替制(変則を含む)」: 日動・夜動の2つの動務を交替に行なうもの。 ⑤「夜動専従」: 専ら夜動のみに従事するもの。 ⑥「寮または自宅で待機」: 寮または自宅におり、緊急時に呼び出しに応じて動務につくもの。	
→ 「三交替制」または「変則三交替制」勤務をしている方におたずねします。 1989年 (平成元年) 9月について、準夜勤・深夜勤それぞれの回数をお答えください。 準夜勤 回 深夜勤 回	65
→ 夜間看護手当は1回につきいくらですか。準夜動・深夜動別にお答えください。  * 夜間割増し分をのぞいた定額分を記入してください。  準夜勤1回  円  深夜勤1回  円	72
<ul><li>問21 1ヶ月の収入についておたずねします。できましたら1989年10月の給与明細書をご用意ください。あなたの給与総額、及び基本給額はそれぞれおいくらですか。</li><li>*自営業主の方は、必要経費を差し引いた実収入額を月平均額になおし、税込み給与総額としてその項だけお答えください</li></ul>	2 1
A. 税込み給与総額(基本給に調整手当・夜動手当等の諸手当を含めた総額) 万 円 B. 基本給額 万 円 C. 時給(臨時・パート・アルバイトの方がお答えください) 円/時間 [問22~問24は、1986年(昭和61年)12月以降に仕事を続けながら妊娠・出産を経験された方だけにおたずねします。それ以外の方は、問25にお進みください。]	5 8 9 14
問22 あなたは実際に産後に休暇を何週間とりましたか。また、その内訳もお答えください。	
産後に実際にとった休暇 計 週 週 内訳:産後休暇として 週	16
年次休暇として 週 週 (産休・年休の終了時から数えはじめて)    その他 ( ) 週	22

# 日本看護協会調査研究報告 No.35 1992

問23 あなたは産前にどのような母性保護措置を受けましたか。あてはまるものすべてに ○をつけてください。	* この欄には記入 しないで下さい。
1 夜勤免除       妊娠何ヵ月目からの免除でしたか。       ケ月目         2 当直免除       3 超過勤務免除 4 夜勤日数・当直日数の軽減 5 配置転換 6 時差通勤         7 つわり休暇 8 通院休暇 9 その他の措置( )       )         10 特に母性保護措置は受けなかった	35
間24 また、産後にどのような母性保護措置を受けましたか。あてはまるものすべてに○ をつけてください。	
1 夜勤免除       →出産後何カ月までの免除でしたか。       ケ月         2 当直免除       3 超過勤務免除       4 夜勤日数・当直日数の軽減       5 配置転換         6 育児時間       7 育児休業       8 その他の措置( )         9 特に母性保護措置は受けなかった	40
[あなたの職歴についておたずねします。]  間25 あなたの看護職としての通算経験年数は、今年で何年目にあたりますか。現在離職中の方は、離職した時点での通算経験年数としてお答えください。  年目  日26 日本看護協会会員としての通算年数は、今年で何年目にあたりますか。	48
年目 ・記入上の注意 初めて日本看護協会に入会してから現在までの年数から、協会に加入していなかった年数を差し引いた年数です。  「現在離職中の方は、問30にお進みください。〕	50
<b>間27</b> あなたが今のお勤め先に就職したのは、いつですか。現在勤続何年目にあたりますか。自営業主の方は、開業時期をお答えください。  S  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	51 53 55
<ul> <li>問28 あなたはどのような経路で今のお勤め先に就職しましたか。主なもの1つに○をつけてください。</li> <li>1 出身校と同系列の病院等 2 実習先(1以外の病院等) 3 奨学金の関係 4 出身学校・先生の紹介 5 知人・友人を通じて 6 家族・親戚を通じて 7 前の職場からの紹介 8 求人広告 9 ナースバンクの紹介 10 職安の紹介 11 現在の職場からの誘い 12 その他( ) 13 自営(家族従業者を含む)</li> </ul>	59

問29 あなたが今のお勤め先を選んだ理由はなんでしょうか。主なもの3つを選んで、番	*この欄には記え
号を○でかこんでください。またそのなかで最も重視したものひとつを、◎でかこんで	しないで下さい
ください。	
1 身分が安定 2 収入がよい 3 勤務時間が適当 4 夜勤が少ない	61
5 夜勤がない 6 通勤に便利 7 寮(社宅・官舎)がある	63
8 施設内保育所がある 9 通学できる 10 教育・研修の充実	
11 看護内容への期待 12 最先端の医療 13 知名度・イメージ	65
14 仕事が適している 15 知人・友人がいる 16 その他 ( )	0
問30 あなたは職業継続について、どのようにお考えですか。	67
あなたのご意見に最も近いものひとつに○をつけてください。	
1 なるべく働き続ける 動め先をかえることについては	
1 なるべく働き続ける	69
子供が手を離れたら再就職する 2 いくつかの勤め先で多様な経験をつむ	
3 結婚・出産まで働く 3 勤め先をかえても働き続ける	
問31 転職経験についてうかがいます。あなたはお勤め先を変わった経験がありますか。	
ある場合、現在のお勤め先はいくつめの職場にあたりますか。現在離職中の方は、離職	
直前の状況についてお答えください。なお、転勤は含みません。	<b></b>
1 転職経験がある ─────現在の勤め先は つめの職場	70
2 転職経験はない ────問34にお進みください。	
3 転職経験はない(離職中)	72
問 <b>32</b> 現在のお勤め先に就職される直前に勤めておられた職場についてうかがいます。あ	1 
なたがこのお勤め先をやめた理由は何でしたか。主なもの3つを選んで、番号を○でか	! !
こんでください。またそのなかで最も大きな理由ひとつを、◎でかこんでください。現	1 1 1
在離職中の方は、最後のお勤め先についてお答えください。	
1 勤め先側の理由 2 契約期間満了 3 結 婚	74
4 出産・育児・子供のため 5 配偶者の転勤 6 老親の世話・家族の看護	
7 家事と両立しない 8 健康上の理由 9 人間関係	76
10 仕事内容への不満 11 賃金への不満 12 労働時間への不満	
13 夜勤回数への不満 14 自分の適性・能力への不安 15 別の職場からの誘い	78
16 他分野への興味 17 進 学 18 その他 ( )	
問33 あなたの職業の経歴をご記入ください。看護職としての最初の就職から、現在のお	4 1 1 1
勤め先に就職される直前に勤めておられた職場まで、それぞれについて次のページから	1 1 1
の記入欄にご記入ください。	1 1 1 1
* 記入上の注意	1 1 1 t
①一つのお勤め先について、1コマずつ使ってご記入ください。	1 5 }
②途中、無職の期間や就学していた期間がある場合は、1コマ使ってその期間について記	[ } !
入してください。	: 
③同じお動め先に動務している間に、他の病院・施設などに転動された場合も、新たに 1	t 1 1
コマ使って記入してください。 ④同じお動め先に動務している間に、「臨時職員→正職員」または「正職員→パートタイ	1 1 1 3
で同じわ動の元に動張している間に、「臨時職員→正職員」または「正職員→ハートライマー」などの身分の変化があった場合は、新たに1コマ使って記入してください。	1 1 1
	į.

	はじめてのお勤め先 (Na 1)	Na 2
(1) 期 間	T・S 年まで H 年まで	T・S 年~T・S 年まて
	満 歳~ 満 歳まで	歳~ 満 歳まで
(a) to 57	1. 看護職としての仕事	1. 看護職としての仕事
(2) 内 容	2. 看護職以外の仕事	2. 看護職以外の仕事
	3. 就学(進学コース) 4. 就学(3以外) 5. 無 職	3. 就学(進学コース) 4. 就学(3.以外) 5. 無 職
	4. 就学(3.以外) 5. 無 職 (6. その他(	4. 80.子(3.以外) 3. 無 概 6. その他(
(3) 就業・就学先の所在地	都・道	が・道
(無職の問は居住地)	府・県	府・県
(無概の問なら氏を)	1. 自営業主	<del></del>
(4) 就業形態	2. 正職員	2. 正 職 員
(4) 36 20 70 70	3. 臨時職員	3. 臨時職員
	(勤務時間が正職員と同じ)	(勤務時間が正職員と同じ)
	4. パートタイマー・アルバイト	4. パートタイマー・アルバイト
	— 1. 病 院	1. 病 院_
(5) 就業先	2. 診療所	2. 診療所
	3. 老人保健施設	3. 老人保健施設
	4. 保健所	4. 保健所
	5. 市町村役場(保健センターを含む)	5. 市町村役場(保健センターを含む
	6. 都道府県庁・省庁	6. 都道府県庁・省庁
	7. 看護教育機関	7. 看護教育機関
	8. 一般学校	8. 一般学校
	9. 会社•事業所	9. 会社 <b>•事</b> 業所
	10. 検(健)診センター・労働衛生機関	10. 検(健)診センター・労働衛生機関
	11、社会福祉施設	11. 社会福祉施設
	12. 助産所	12. 助産所
	13. その他 ( )	13. その他(
(6) 病院の種類* →→	1. 精神病院	1. 精神病院
	2. 結核またはらい療養所	<ol> <li>結核またはらい療養所</li> </ol>
	3. 老人病院	3. 老人病院
	4. その他の病院	4. その他の病院
(7) 病院設置主体* ————————————————————————————————————	1. 国立(厚生省)	1. 国立(厚生省)
	2. 国立(文部省)	2. 国立(文部省)
(6) (7) (4	3. 国立 (その他)	3. 国立(その他)
*(6)(7)は、	4. 都道府県	4. 都道府県
病院動務の方が お答え下さい。	5. 市町村 6. 日 赤	5. 市町村
や合んできた。	6. 日 赤	6. 日 赤 7. 厚生連·北海道社会事業協会·
	国保連合会・済牛会	7. 存生理・北海道社会学来協会・ 国保連合会・済生会
	8. 厚生団・船員保険会・	8. 厚生団・船員保険会・
	健保連・国保組合・共済組合・	健保連・国保組合・共済組合・
	全国社会保険連合会	全国社会保険連合会
	9. 学校法人	9. 学校法人
	10. 医療法人・個人	10. 医療法人・個人
	11. 会社・公益法人・その他の法人	11. 会社・公益法人・その他の法人
		<u> </u>
7 8 10	11 13 14 16 19	22 23 25 26 28 29

この欄には記入しないで下さい。

No. 3	No. 4	No. 5			
T・S 年~T・S 年まで	T・S 年~T・S 年まで	T・S 年~T・S 年まで			
満し、歳~満し、歳まで	満し、歳~満し、歳まで	満 歳~ 満 歳まで			
1. 看護職としての仕事	1. 看護職としての仕事	1. 看護職としての仕事			
2. 看護職以外の仕事	2. 看護職以外の仕事	2. 看護職以外の仕事			
3. 就学(進学コース)	3. 就学(進学コース)	3. 就学 (進学コース)			
4. 就学(3.以外) 5. 無 職	4. 就学(3.以外) 5. 無 職	4. 就学(3以外) 5. 無 職			
6. その他 ( )	6. その他( )	6. その他 ( )			
都・道府・県	都・道府・県	都・道府・県			
1. 自営業主	1. 自営業主	1. 自営業主			
2. 正職員	2. 正職員	2. 正職員			
3. 臨時職員	3. 臨時職員	3. 臨時職員			
(勤務時間が正職員と同じ)	(勤務時間が正職員と同じ)	(勤務時間が正職員と同じ)			
4. パートタイマー・アルバイト	4. パートタイマー・アルバイト	4. パートタイマー・アルバイト			
1. 病 院	_1. 病 院_	1. 病 院			
2. 診療所	2. 診療所	2. 診療所			
3. 老人保健施設	3. 老人保健施設	3. 老人保健施設			
4. 保健所	4. 保健所	4. 保健所			
5. 市町村役場(保健センターを含む)	5. 市町村役場(保健センターを含む)	5. 市町村役場(保健センターを含む)			
6. 都道府県庁·省庁	6. 都道府県庁・省庁	6. 都道府県庁・省庁			
7. 看護教育機関	7. 看護教育機関	7. 看護教育機関			
8. 一般学校	8. 一般学校	8. 一般学校			
9. 会社•事業所	9. 会社•事業所	9. 会社 • 事業所			
10. 検(健)診センター・労働衛生機関	10. 検(健)診センター・労働衛生機関	10. 検(健)診センター・労働衛生機関			
11. 社会福祉施設	11. 社会福祉施設	11. 社会福祉施設			
12. 助産所	12. 助 産 所	12. 助産所			
13. その他 ( )					
1. 精神病院	1. 精神病院	1. 精神病院			
2. 結核またはらい療養所	2. 結核またはらい療養所	2. 結核またはらい療養所			
3. 老人病院	3. 老人病院	3. 老人病院			
4. その他の病院	4. その他の病院	4. その他の病院			
1. 国立(厚生省)	1. 国立(厚生省)	1. 国立(厚生省)			
2. 国立(文部省)	2. 国立(文部省)	2. 国立(文部省)			
3. 国立 (その他)   4. 都道府県	3. 国立(その他) 4. 都道府県	3. 国立(その他)   4. 都道府県			
4. 邻道桁県 5. 市 町 村	4. 邻退桁架 5. 市 町 村	5.市町村			
6. 日 赤	6. 日 赤	6. 日 赤			
7. 厚生連・北海道社会事業協会・	7. 厚生連・北海道社会事業協会・	7. 厚生連・北海道社会事業協会・			
国保連合会・済生会	国保連合会。 済生会	国保連合会・済生会			
8. 厚生団・船員保険会・	8. 厚生団・船員保険会・	8. 厚生団・船員保険会・			
健保連・国保組合・共済組合・	健保連・国保組合・共済組合・	健保連・国保組合・共済組合・			
全国社会保険連合会	全国社会保険連合会	全国社会保険連合会			
9. 学校法人	9. 学校法人	9. 学校法人			
10. 医療法人・個人	10. 医療法人・個人	10. 医療法人・個人			
11. 会社・公益法人・その他の法人	11. 会社・公益法人・その他の法人	11. 会社・公益法人・その他の法人			
34 37 38 40 41	43 44 46 49	52 53 55 56 58 59			
64 67 68 70 77	73 74 76				
	<del>- 19</del>				

# 日本看護協会調査研究報告 No.35 1992

		No. 6		No. 7
(1) 期 間	T·	S	T • 8	B
	満	歳~ 満 歳まで	満	歳~ 満
	1.	看護職としての仕事	1.	看護職としての仕事
(2) 内 容	2.	看護職以外の仕事	2.	看護職以外の仕事
	3.	就学(進学コース)	3.	就学(進学コース)
	4.	就学(3.以外) 5. 無 職	4.	就学(3.以外) 5. 無 職
	6.	その他(	6.	その他(
(3) 就業・就学先の所在地		都・道		都・道
(無職の問は居住地)		府・県	L	府・県
	1.	自営業主	1.	自営業主
(4) 就業形態	2.	正職員	2.	正 職 員
	3.	臨時職員	3.	臨時職員
		(動務時間が正職員と同じ)		(勤務時間が正職員と同じ)
	4.	パートタイマー・アルバイト	4.	パートタイマー・アルバイト
	1.	病院	1.	病院
(5) 就業先	2.	診療所	2.	診療所
	3.	老人保健施設	3.	老人保健施設
	4.	保健所	4.	保健所
	5.	市町村役場(保健センターを含む)	5.	市町村役場(保健センターを含む)
	6.	都道府県庁・省庁	6.	都道府県庁・省庁
1	7.	看護教育機関	7.	看護教育機関
1	8.	一般学校	8.	一般学校
	9.	会社 • 事業所	9.	会社•事業所
	10.	検(健)診センター・労働衛生機関	10.	検(健)診センター・労働衛生機関
	11.	社会福祉施設	11.	社会福祉施設
ļ	12.	助 産 所	12.	助産所
İ	13.	その他( )	13.	その他(
(6) 病院の種類*	<b>→</b> 1.	精神病院	1.	精神病院
	2.	結核またはらい療養所	2.	結核またはらい療養所
1	3.	老人病院	3.	老人病院
	4.	その他の病院	4.	その他の病院
(7) 病院設置主体*	<b>→</b> 1.	国立(厚生省)	1.	国立(厚生省)
	2.	国立(文部省)	2.	国立(文部省)
	3.	国立(その他)	3.	国立(その他)
*(6) (7) は、	4.	都道府県	4.	都道府県
病院勤務の方が	5.	市町村	5.	市町村
お答え下さい。	6.	日 赤	6.	日 赤
	7.	厚生速・北海道社会事業協会。	7.	厚生連・北海道社会事業協会・
		国保連合会•済生会		国保連合会 • 済生会
	8.	厚生団・船員保険会・	8.	厚生団・船員保険会・
		健保連・国保組合・共済組合・		健保連。国保組合。共済組合。
		全国社会保険連合会		全国社会保険連合会
	9.	学校法人	9.	学校法人
		医療法人 • 個人	10.	医療法人 • 個人
	11.	会社・公益法人・その他の法人	11.	会社・公益法人・その他の法人
	$\neg \sqcap$			
	اللل		اللــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	

	Na. 8	Na 9	No. 1 0				
T·S	F T・S 年まで	T·S # T·S #	T·S #~ T·S ## T				
Н	#~H#&C	年まで H 年まで H 年まで	年 ~ T・S 年まで 年まで				
満	歳~ 満 歳まで	満 歳~ 満 歳まで	満 歳~ 満 歳まで				
1.	看護轍としての仕事	1. 看護職としての仕事	1. 看護職としての仕事				
2.	看護職以外の仕事	2. 看護職以外の仕事	2. 看護職以外の仕事				
3.	就学(進学コース)	3. 就学(進学コース)	3. 就学(進学コース)				
4.	就学(3.以外) 5. 無 職	4. 就学(3.以外) 5. 無 職	4. 就学(3以外) 5. 無 職				
6.	その他(	6. その他 ( )	6. その他 ( )				
	都・道 府・県	都 · 道 府 · 県	都・道府・県				
1.	自営業主	1. 自営業主	1. 自営業主				
2.	正職員	2. 正 戰 員	2. 正 驗 員				
3.	臨時職員	3. 臨時職員	3. 臨時職員				
}	(勤務時間が正職員と同じ)	(動務時間が正職員と同じ)	(勤務時間が正職員と同じ)				
4.	パートタイマー・アルバイト	4. パートタイマー・アルバイト	4. パートタイマー・アルバイト				
1.	病院	1. 病 院_	1. 病 院				
2.	診 療 所	2. 診療所	2. 診療所				
3,	老人保健施設	3. 老人保健施設	3. 老人保健施設				
4.	保健 所	4. 保健所	4. 保健所				
5.	市町村役場(保健センターを含む)	5. 市町村役場(保健センターを含む)	5. 市町村役場(保健センターを含む)				
6.	都道府県庁・省庁	6. 都道府県庁・省庁	6. 都道府県庁・省庁				
7.	看護教育機関	7. 看護教育機関	7. 看護教育機関				
8.	一般学校	8. 一般学校	8. 一般学校				
9.	会社。事業所	9. 会社•事業所	9. 会社 • 事業所				
10.	検(健)診センター・労働衛生機関	10. 検(健)診センター・労働衛生機関	10. 検(健)診センター・労働衛生機関				
11.	社会福祉施設	11. 社会福祉施設	11、 社会福祉施設				
12.	助産所	12. 助 産 所	12. 助産所				
13.	その他(	13. その他(	13. その他(				
1.	精神病院	1. 精神病院	1. 精神病院				
2.	結核またはらい療養所	2. 結核またはらい療養所	2. 結核またはらい療養所				
3.	老人病院	3. 老人病院	3. 老人病院				
4.	その他の病院	4. その他の病院	4. その他の病院				
1.	国立(厚生省)	1. 国立(厚生省)	1. 国立(厚生省)				
2.	国立(文部省)	2. 国立(文部省)	2. 国立(文部省)				
3.	国立(その他)	3. 国立 (その他)	3. 国立 (その他)				
4.	都道府県	4. 都道府県	4. 都道府県				
5.	市町村	5. 市町村	5. 市町村				
6.	日 赤	6. 日 赤	6. 日 赤				
7.	厚生連・北海道社会事業協会・	7. 厚生連・北海道社会事業協会・	7. 厚生連・北海道社会事業協会・				
}	国保連合会・済生会	国保連合会・済生会	国保連合会・済生会				
8.	厚生団・船員保険会・	8. 厚生団·船員保険会·	8. 厚生団・船員保険会・				
}	健保連 • 国保組合 • 共済組合 •	健保連。国保組合。共済組合。	健保連・国保組合・共済組合・				
	全国社会保険連合会	全国社会保険連合会	全国社会保険連合会				
9.	学校法人	9. 学校法人	9. 学校法人				
10.	医療法人・個人	10. 医療法人・個人	10. 医療法人・個人				
11.	会社・公益法人・その他の法人	11. 会社・公益法人・その他の法人	11. 会社・公益法人・その他の法人				
	34 37 38 40 41	49	52 53 55 56 58 59				
T		Tīrīrī "	GE 50 50 50 50 50				
	64 67 68 70 71	73 74 76					
	S 01 00 10 /1	— 21 —					

#### 日本看護協会調査研究報告 Na.35 1992

a) 3	3 4	看護職員が働	カき続けて	てゆける	ために、	改善すべ	き項目は	はなんだと	お考えで	すか。主
	なも	の3つを選ん	で、番 <sup>5</sup>	号を○で	かこんで	ください。	また、	そのなかで	でもっと	も重要な
	\$ O	)ひとつに◎を	つけて	ください	<b>,</b> 0					

\* この欄には記入 しないで下さい。

1	職場で	の看護	聯員の	
---	-----	-----	-----	--

3 週休2日制・労働時間短縮の実施

5 母性保護措置の充実

7 職場マネージメントの改善

9 介護休暇の普及

2 夜勤回数の軽減

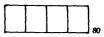
4 給与の改善

6 現任教育・研修の充実

8 保育所の充実

10 その他(

問35 看護職員が働き続けてゆける条件づくりについて、ご意見がありましたらご記入ください。



)

\*調査票はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。